

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 5 月 22 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03834

研究課題名(和文) 銀行規制から見た欧州の分断性：英仏歴史文書解析による規制の多様性の検証

研究課題名(英文) Europe's Diversification of Banking Regulation: Verification of Regulatory Diversity through Historical Archives of the UK and France

研究代表者

佐藤 秀樹 (Sato, Hideki)

金沢大学・経済学経営学系・准教授

研究者番号：20452112

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は英仏の銀行監督のアプローチを歴史的な視点から解明するものである。裏付ける資料として、現地でのみ入手できる第一級の内部資料を用いた。つまり英イングランド銀行、英国公文書館、フランス中央銀行、国際決済銀行で入手した資料である。英国は元来、裁量的な銀行監督の手法を採っており、これは1979年銀行法成立後も継続することをイングランド銀行の資料から明らかにした。一方、フランスは法規制に基づいたアプローチを採り、それは欧州の銀行指令である1977年第一次銀行指令、1989年第二次銀行指令と調和するばかりでなく、今日のブリュッセル型の法規制を基にした銀行同盟とも整合性が合うことが明瞭になった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究はリーマン危機以降、注目を浴びている銀行への監督の在り方を問う分析である。国際的な銀行活動をモニターする国際決済銀行において、英国が1970年代後半よりリーダーシップを発揮してきた。そこで英国元来の銀行監督のスタイルを現地資料を使って解明することは、バーゼル規制等の国際的な立案に、我が国が主体的に関与する際に示唆を与える。一方で英国のEU離脱が今日クローズアップされている。その主因としてブリュッセルの欧州委員会による詳細な規制によるアプローチと英国のアプローチが異なることが判明した。その際フランスの現地資料も比較検討した。英国、フランス、スイスの多くの専門家と議論し、研究に活かしている。

研究成果の概要(英文)：This study elucidated the diverse approaches of banking supervision between the UK and France through a historical aspect. I examined the precious archives of the Bank of England, The National Archives, La Banque de France, and the Bank for International Settlements. These analyses clarified that the British approach had been a discretionary and non-statute basis even though the UK enacted the first Banking Act in 1979. Because of the its role as a harbinger of banking supervisor and its use of a cutting-edge methodology, the UK could lead the international harmonisation through a non-binding manner to integrate a vital discipline at the conference of Basel Committee on Banking Supervision. On the other hand, France's approach had been a legislative one which was consequently suitable to the Europe's banking legislation such as the First Banking Directive in 1977. Regarding the harmonisation of banking supervision, the study could contribute to the progress of internatinal cooperation.

研究分野：英仏金融史

キーワード：イングランド銀行 フランス中央銀行 国際決済銀行 銀行監督 ブルーデンス政策 国際銀行規制
バーゼル銀行監督委員会 金融システムの安定化

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1. 研究開始当初の背景

(1) 1998年の日本の金融危機、2008年のリーマンショック、2020年のパンデミック危機など、近年私たちは幾多の危機を経験している。いずれの危機でも金融の安定化がますます重要になっている。金融システムの安定化は実体経済の安定成長に不可欠であるためである。本研究は、リーマンショック以降、特に重要視された銀行規制・監督政策を対象に据え、英仏を軸として分析するものである。

(2) 元来、信用システムをいかに維持するかという「プルーデンス政策」は個々の国家による裁量権として、各々の金融システムに合わせて形成されてきた。それは、本来、金融機関をどのように効果的にコントロールするかという枠組み、つまり法規制に基づいて展開してきた。このプルーデンス政策については、個別金融機関のバランスシート（資産、負債、資本）の状況をチェックし、健全性を検査する「マイクロ・プルーデンス政策」と、金融システム全体の安全を点検し、1つの金融機関の破綻がドミノ現象を起こして他の多くの金融機関に連鎖するシステムリスクを防ぐ「マクロ・プルーデンス政策」に2分される。

(3) 本研究は、リーマン危機以降、ますます重要性を帯びるプルーデンス政策について、銀行規制・監督政策に焦点を絞り、英仏の銀行監督体制とその根幹にあるアプローチの相違を通して、欧州の金融市場の統合の歴史的淵源と現代への示唆を見出すものである。この研究は、日本の銀行監督政策が国際的に認定され、スイス・バーゼルで立案・実施されている国際決済銀行(BIS)における国際銀行監督政策に日本が「主体的に」関わるためにも必要な研究分野である。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、英仏の銀行規制・監督政策のアプローチのちがいを通して、欧州の銀行監督政策を一元化することの課題がどこにあるかを解明することにあつた。ベースにするのは現地でのみ閲覧を許可される内部資料である。①英国が1979年銀行法（先進国であるにもかかわらず他の国家よりも銀行法が設定された時期が相当後である）を基に、どのように欧州——当時はEEC（欧州経済共同体）——と調和していったのか、②フランス（同国の銀行法は1941年に成立）がいかにEECの銀行指令（第一次銀行指令が1977年、第二次銀行指令が1989年に成立）をリードしていったのかを検討することに重きを置いた。

(2) 毎年複数にわたる現地への海外出張により、①英イングランド銀行(Bank of England Archives)、②英国公文書館(TNA: The National Archives)、③フランス中央銀行(Les Archives de la Banque de France)、および④国際決済銀行(Bank for International Settlements Archives)を訪問し、貴重な内部資料を閲覧、収集させて頂く機会に恵まれた。事前許可に際し、現地のアーキビスト、国内の関係する先生方のご協力があつて閲覧が可能となった。記して感謝申し上げる。

(3) そして現地の研究者や当局者とのディスカッションを通して、実りのある議論を行う機会も計画していた。これは、我が国の研究者だけでなく、海外の歴史研究者、銀行規制研究者、さらには実務家としての銀行監督当局者との研究交流を通して、筆者の認識との共通点、相違点を明瞭にする上で不可欠であつた。さらに、英語論文の執筆と国際学会・国内学会へのアプライによる論文発表を通して、関係する研究者と意見交換することも大きな目的の一つであつた。

3. 研究の方法

(1) 本研究の手法としては、2点の特色が挙げられる。第1に、アーカイブ（歴史文書）に「直接」接し、解析することである。金融システムの安定化や銀行監督についての文献は世界でも数多く刊行されているが、この銀行規制・監督政策の分野で、事実解析の際に裏付けとなる原典・原資料、つまりアーカイブに直接アクセスしているものは非常に少ない。世界で本研究対象と直接関係し、かつアーカイブを精査した文献の代表例は、Capie (2010) *The Bank of England: 1950s to 1979*, Cambridge University Press および Goodhart (2011) *The Basel Committee on Banking Supervision: A History of the Early Years 1974-1997*, Cambridge University Press である。本研究は、以上の2点の文献を参考にしているが、焦点を英仏の銀行監督分野に絞り、より多くの内部文書（上記の①～④の文書館）を解析することで、(1)イギリス、(2)フランス、(3)ヨーロッパ、(4)国際協調の4つの視角を持って研究していることに独自性がある。

(2) 第2に、世界の研究者、当局者と「直接」会い、研究交流を深めることである。事前に関係する文献の点検を通して討議のポイントを準備し、現地でディスカッションすることは、臨場感のある研究現場の観点、実務の現場感覚を得るという貴重な機会となった。このことは、研究

に総合性を与えるものと理解している。今回の科研費によりロンドン、パリ、フランクフルト、バーゼルで、これらの有益なミーティングをさせて頂けたことに感謝申し上げる次第である。また、英グラスゴー、米シカゴ、台北での3回の国際学会報告に際し、セッション内での研究者との質疑応答は、その後の研究の着眼点を広げ、かつ深める点で非常に有益であった。そして、福岡、愛知、神奈川、東京での国内学会で得られた討論者、参加者からの意見交換もまた、研究促進に不可欠であった。

4. 研究成果

本研究は2017年4月から2020年3月までの3年間で実施された。以下、活動状況を報告する。

(1) 2017年

まず、激動の国際金融を解題した書籍である『身近に感じる国際金融』有斐閣を共著として2017年6月に出版した。複眼的な思考が求められる現代の国際金融の課題に対して、「金融危機と危機への対応」(単独)、「新しい国際通貨体制への模索」(分担)「序章」(単独)を執筆し、変貌著しい国際金融の状況について制度分析を中心に論じた。危機自体と当局対応の「プロセス」を重視した点で、歴史研究とつながる視点を貫いている。

続いて、7月に国際学会で報告を行った。英グラスゴー大学で開催された Council for European Studies(CES)主催の 24th International Conference of Europeanists にて *International Aspects on the European Banking Union (EBU): Dynamism on the Harmonization of the Banking Supervision* と題し、欧州の銀行規制・監督政策を一元化する取り組みの詳細と課題を「国際的側面」に光を当てて分析した。つまり、EBU(欧州銀行同盟)とEBA(欧州銀行機構)、FSB(金融安定理事会)の関係を明らかにしたもので、フロアから高い関心が寄せられた。なお、当学会では座長と討論者も引き受け、国際学会でのネットワークを作る上で重要な機会となった。そして、同月、ロンドンにてイングランド銀行で歴史文書の資料調査を行い、1970年代の英国の銀行監督政策に関する基礎資料を入手した。さらに、同月、ドイツ・フランクフルトにてECB(欧州中央銀行)の4名のエキスパートの方々と研究交流を実施した。この議論は、元来多様化していた欧州の銀行規制を一元化する計画の「必要性」と「限界性」を検討する上で有意義であった。

そして9月には、英イングランド銀行歴史文書室(Bank of England Archives)、および英国公文書館(The National Archives)にて、1979年銀行法成立までの策定プロセスを対象に、第一級の内部資料に目を通した。そこで分析した英国の銀行監督アプローチは、伝統的な裁量的な方法であった。1970年代半ばの英セカンダリーバンキング(周辺銀行)危機、および1977年欧州第一次銀行指令が英国銀行法成立に大きな影響を与えたが、根強い英国の柔軟なアプローチは継続することが明らかとなった。

さらに、Cass Business School, The London School of Economics (LSE)にて世界で活躍する研究者と議論を行えたことは、その後の銀行規制研究、銀行法研究の一つの原動力となった。そして、当時ロンドンに本部を置いていたEBAの幹部、エキスパートと議論を行い、ユーロ域のみならず、EU全体の銀行規制を包括することの意義と課題を確認できた。なお、EBAは2020年現在、Brexitを受けて、フランス・パリに本部を置いている。

また、11月の日本EU学会(九州大学)において英国の銀行監督方針のプロセスについて発表を行った。これは本研究の母体となるイングランド銀行の銀行監督アプローチを議論する実りのある機会となった。さらに、12月の日本国際経済学会中部支部(名古屋大学)でのEBUの国際的な側面に焦点を絞った発表は、本研究に現代性を与えるチャンスとなった。フロアから直近のバーゼル規制についてコメントを頂いたことは、その後のBISでの研究に繋がっている。

(2) 2018年

まず、3月に米国シカゴで開催されたCES主催の国際学会 25th International Conference for Europeanists にて、*Bank Resolution and Deposit Guarantee Scheme as the European Banking Union: With Reference to the US Federal Deposit Insurance Corporation* と題し、ヨーロッパと米国の銀行規制、特に預金保険制度と銀行破綻処理の制度設計にフォーカスを絞り報告した。この学会は世界中から欧州研究者が集う1,000人を超える参加者を誇る最大規模のEU研究の学会である。米国のFDIC(預金保険公社)は1930年代から数多くの銀行危機に対処しており、その歴史的蓄積と手法について、日本の預金保険機構も参考としている機関である。筆者は2016年に米ワシントンD.C.のFDIC本部にて上級アドバイザーとディスカッションを行っており、その認識を生かした発表を試みた。同じ銀行規制のセッションの研究者と質疑応答を通して、有益な議論を行えた。

5月には、日本金融学会（専修大学）にて、英語セッションにおける発表を行い、討論者の方より重要な視点を含むコメントを頂いた。論点となったのは、銀行規制の協調と財政規律の協調の融合である。このテーマは、多様化して発展してきた銀行規制を財政のディシプリンとの関係で理解しグランドデザインを描くうえで有益な視角であった。

続いて、6月にアジア太平洋地域の欧州研究学会である EUAP の国際学会が国立台湾大学 (NTU) で開催された。2017年より科研費で実施している英国銀行法に関する論文を英語で執筆し、*UK Banking Supervision and Regulation through Historical Approach: Implications for the European Banking Union* として Kanazawa University Discussion Paper にて発表した。この学会報告と論文執筆は、英国銀行監督アプローチを中心に据え、また現行のフランスを含めた EBU 研究と比較考量できる貴重な機会となった。

10月には、パリ、ロンドンに出張し、フランス中央銀行歴史文書室 (Les Archives de la Banque de France) にて、フランス側からの国際銀行規制に関する膨大な資料を目にすることができた。これはフランスが欧州のみならず、バーゼルにおいても極めて広範に情報を収集する姿勢を表している。1941年銀行法成立以降、フランス銀行は EEC、バーゼルという「欧州」「国際」の複眼的思考を有していたといえる。さらに、フランス銀行の最上層部、仏プルーデンス・破綻処理監督機構の幹部と最新の欧州銀行規制について議論を行えたことは、政策研究を実施する上で非常に有益となった。また、ロンドンにおいては、EBA の 2 人のエキスパートと EU のプルーデンス政策を調整する際のポイントについて議論した。さらにイングランド銀行のプルーデンス規制当局 (PRA: Prudential Regulation Authority) の専門家とも議論を実施し、かつ Cass Business School、LSE の教授と前年に引き続き討論を行い、研究交流を実施できた。

(3) 2019年

まず、2月に日本 EU 学会関東部会（一橋大学）にて、EBU と FDIC の比較分析を深めた研究を発表した。これは制度デザイン分析を主眼に置いたもので、EBU の 3 本柱である①単一監督メカニズム (SSM)、②単一破綻処理メカニズム (SRM)、③欧州預金保険スキーム (EDIS) の制度を詳細に検討する上で実りのある場となった。特に、②と③の関係を精査することの必要性が認識された。

次に、5月の日本金融学会（学習院大学）の金融史セッションにて、1979年の英国銀行法を体系的に総括した報告を行った。討論者からの示唆により、英国と欧州との関係、またこれまで筆者が注目していた英国とバーゼル銀行監督委員会 (BCBS) の関係を明らかにするために、BIS（国際決済銀行）の歴史文書を調査することが勧められた。これは、同年12月に BIS を訪問することに繋がっていく。

また、11月には、ロンドンのイングランド銀行で3度目の歴史文書の調査を行った。これまで研究を重ねてきた英国の銀行法策定のレビューを行い、今一度1979年の重要文書を確認した。この作業に新たな視点が加わった。つまり、英国とバーゼルとの関係を解析することである。なお、英国では前述の TNA でも公文書をチェックしフォローアップを行った。さらに、フランス銀行においても、1982年の文書に「母国銀行監督原則」（受け入れ当局よりも母国当局が国際的に活動する銀行を監督する上で主となる原則）が見られるなど、バーゼル規制の萌芽期における国際銀行規制の在り様を探査することができた。そして、パリ第8大学の研究者が主催する歴史シンポジウムがフランス財務省で開催され、そのセッションに参加することでフランスの歴史研究者と有意義な交流を行えた。

さらに、前述の5月の日本金融学会でのサジェッションを受けて、12月に BIS 歴史文書室 (Bank for International Settlements Archives) を訪問し、1975年の文書を始めとする内部資料を閲覧した。ここでバーゼル銀行監督委員会発足当時の国際銀行規制に関する議題が豊富に検討されていることが分かった。筆者は特に、早期警戒システムである EWS (early warning system) が重要な鍵を握っていることを認識した。そして、英国がどのようにバーゼル銀行監督委員会でも主導権を発揮したのかについて、英国のアプローチと同委員会の方針を検討したディスカッションペーパー *The UK's Initiative on International Banking Supervision in the 1980s: Basel Process and International Cooperation on Prudential Policies* をまとめた。今後、論文を改訂し、内容のブラッシュアップを図る予定である。

2020年3月にも BIS の文書室を訪問し、1970年代末から1980年代にかけての同委員会の重要な資料をフォローアップした。また、同月、ロンドンの TNA にて1979年の英国銀行法のレビュー、欧州の銀行諮問委員会 (Banking Advisory Committee) に関する現地資料を検討した。

総じて、本研究では①英国、②フランス、③ヨーロッパ、④国際協調の4つの視点から銀行規制の歴史的な分析を実施できた。この研究経験を次のリサーチに活かしていけるよう精進したい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Hideki SATO	4. 巻 46
2. 論文標題 UK Banking Supervision and Regulation through Historical Approach: Implications for the European Banking Union	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Discussion Paper Series, Faculty of Economics and Management, Institute of Human and Social Sciences, Kanazawa University	6. 最初と最後の頁 1-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Hideki Sato	4. 巻 No. 37
2. 論文標題 International Aspects on the European Banking Union (EBU): Dynamism on the Harmonization of the Banking Supervision	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Discussion Paper Series, Faculty of Economics and Management, Institute of Human and Social Sciences, Kanazawa University	6. 最初と最後の頁 1-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Hideki Sato	4. 巻 No. 41
2. 論文標題 Bank Resolution and Deposit Guarantee Scheme as the European Banking Union: With Reference to the US Federal Deposit Insurance Corporation	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Discussion Paper Series, Faculty of Economics and Management, Institute of Human and Social Sciences, Kanazawa University	6. 最初と最後の頁 1-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Hideki Sato	4. 巻 No. 50
2. 論文標題 The UK's Initiative on International Banking Supervision in the 1980s: Basel Process and International Cooperation on Prudential Policies	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Discussion Paper Series, Faculty of Economics and Management, Institute of Human and Social Sciences, Kanazawa University	6. 最初と最後の頁 1-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤秀樹	4. 巻 27
2. 論文標題 金融システム安定化と銀行規制一元化への挑戦：ヨーロッパから学ぶシステミックリスクの事前防止策	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ゆうちょ資産研究	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計12件（うち招待講演 0件／うち国際学会 5件）

1. 発表者名 Hideki SATO
2. 発表標題 Banking Resolution and Deposit Guarantee Scheme: The Comparative Approach between the European Banking Union and the US FDIC
3. 学会等名 日本EU学会第2回関東部会（一橋大学）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hideki SATO
2. 発表標題 UK Banking Supervision and Regulation: Implication for the European Banking Union
3. 学会等名 European Union Studies Association Asia-Pacific (EUSAAP), Annual Conference 2018 (National Taiwan University, Taipei) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Hideki SATO
2. 発表標題 European Banking Union (EBU): Features, Prospects and International Aspects
3. 学会等名 Japan Society of Monetary Economics (JSME), Spring Annual Meeting, English Session: Monetary Policy and Macro-Prudential Policy (Senshu University)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Hideki SATO
2. 発表標題 European Banking Union (EBU) through Political Economy Approach: Features, Prospects, and International Dimensions
3. 学会等名 国際経済研究会 (金沢大学)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Hideki Sato
2. 発表標題 International Aspects on the European Banking Union (EBU): Dynamism on the Harmonization of the Banking Supervision
3. 学会等名 24th International Conference of Europeanists, Council for European Studies, University of Glasgow (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Hideki Sato
2. 発表標題 Bank Resolution and Deposit Guarantee Scheme as the European Banking Union: With Reference to the US Federal Deposit Insurance Corporation
3. 学会等名 25th International Conference for Europeanists at the Intercontinental Chicago Magnificent Mile, U.S.A. (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Hideki Sato
2. 発表標題 International Aspects on the European Banking Union (EBU): Methodology on Harmonization of Banking Regulation and Supervision
3. 学会等名 日本国際経済学会中部支部冬季大会(名古屋大学)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 佐藤秀樹
2. 発表標題 欧州銀行同盟(EBU)の制度設計：イギリスとEBUの銀行規制・監督政策の比較分析を通じて
3. 学会等名 日本EU学会第38回(2017年度)研究大会(九州大学)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 佐藤秀樹
2. 発表標題 UK Banking Act 1979 and the Bank of England: Policy Stance and Implications for the European Banking Union
3. 学会等名 日本金融学会全国大会春季大会(学習院大学)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hideki Sato
2. 発表標題 UK Banking Act 1979 and the Bank of England: Policy Stance and Implications for Harmonisation of Banking Supervision and Regulation
3. 学会等名 Paris School of Economics Seminar: Financial History (今般のパンデミックのため中止・延期)(国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 佐藤秀樹
2. 発表標題 The UK's Initiative on International Banking Supervision in the 1980s: Basel Process and International Cooperation on Prudential Policies
3. 学会等名 日本金融学会全国大会春季大会(中央大学: 今般のパンデミックのため中止・延期)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Hideki Sato
2. 発表標題 Risk Reduction or Risk Sharing? The Political Economy of the European Banking Union
3. 学会等名 European Union Studies Association Asia Pacific (University of Canterbury: 今般のパンデミックのため延期) (国際学会)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 飯島 寛之、五百旗頭 真吾、佐藤 秀樹、菅原 歩	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 222
3. 書名 身近に感じる国際金融	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>金沢大学 研究者情報 https://ridb.kanazawa-u.ac.jp/public/detail.php?id=2314</p> <p>『身近に感じる国際金融』有斐閣 https://www.amazon.co.jp/%E8%BA%AB%E8%BF%91%E3%81%AB%E6%84%9F%E3%81%98%E3%82%8B%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E9%87%91%E8%9E%8D-%E6%9C%89%E6%96%90%E9%96%A3%E3%82%B9%E3%83%88%E3%82%A5%E3%83%87%E3%82%A3%E3%82%A2-%E9%A3%AF%E5%B3%B6-%E5%AF%9B%E4%B9%8B/dp/4641150443/ref=tmm_pap_swatch_0?_encoding=UTF8&qid=1590107215&sr=8-1</p>
--

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----